

組合・中小企業を  
応援します!

# 月刊中央会

2025 March

3

第806号

月刊中央会  
オー

動く つなぐ 結ぶ  
組合・中小企業を  
サポート



兵庫県立公園あわじ花さじき

月刊中央会  
オー

兵庫県中小企業団体中央会時報第806号(2025年3月5日号)毎月1回5日発行  
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号兵庫県中央労働センター1階 TEL(078)958-6015  
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部33円(会員の購読料は会費に含まれています。)

## 中央会からのお知らせ

協会けんぽ兵庫支部 加入者・事業主の皆さまへ

### 令和7年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの 保険料率についてお知らせします

令和7年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。  
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

	令和7年2月分(3月納付分)まで	変更	令和7年3月分(4月納付分)から
健康保険料率	10.18%	→	10.16%
介護保険料率	1.60%	→	1.59%

- 40歳から64歳までの方は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- 任意継続被保険者の方は令和7年4月分(4月納付分)保険料から変更となります。
- 賞与については支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。  
加入者の皆さまに、

- ①年1回健診を受けていただくこと
- ②保健指導の利用や医療機関への早期受診で重症化を防ぐこと
- ③企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)

などに取り組んでいただくことで、医療費の伸びを抑えることができれば、保険料率の上昇を抑えることができる仕組みになっています。

皆さまの取り組みが、保険料率の上昇を抑える大きな力になります。



全国健康保険協会 兵庫支部  
協会けんぽ

〒651-8512  
神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザEAST  
代表電話：078-252-8701

### 中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



ひょうご共済  
兵庫県共済協同組合

### 特集》組合決算期の事務手続のポイント

#### ■中央会事業

- ◇組合決算講習会を開催しました
- ◇スーパーマーケット・トレードショー2025に共同出展しました
- ◇組合運営に関するアンケート調査の結果報告
- ◇合同視察研修会を開催しました
- ◇外国人技能実習制度適正化講習会を開催
- ◇しっかいや中央会による中小企業のための経営相談

#### ■情報レポート

県内中小企業は、非製造業を中心に改善するも、厳しい状況が続く。

#### ■中央会からのお知らせ

- ◇情報連絡員会議を開催しました

#### ■コラム

- ◇中小企業のための法務レポート  
自称取締役になっていませんか?  
弁護士法人神戸シティ法律事務所  
パートナー弁護士 高橋 弘毅

#### ■中央会からのお知らせ

- ◇UBAが新年祝賀会を開催しました
- ◇『令和6年度兵庫県中小企業労働事情実態調査報告書』をホームページに掲載しました
- ◇令和6年度兵庫県政労使会議に出席しました
- ◇令和7年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします



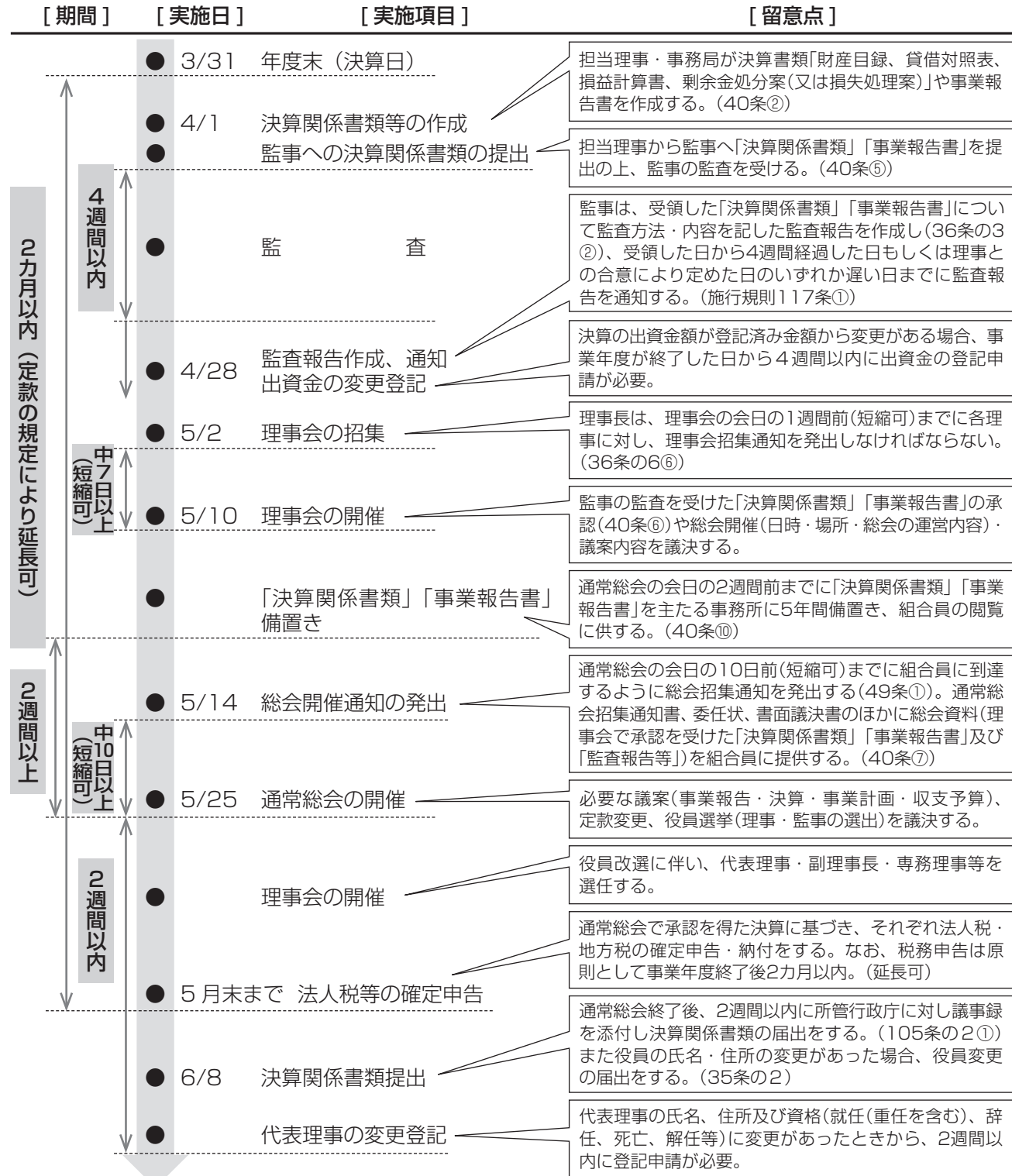
兵庫県中小企業団体中央会  
https://www.chuokai.com



# 組合決算期の事務手続のポイント

## 組合決算期の事務手続の流れ

総会の開催時期を定款で2カ月以内と規定し、決算日を3月31日、理事会を5月10日、通常総会を5月25日と仮定した場合



※所管行政庁への決算書提出をお忘れなく!

所管行政庁への決算関係書類等の提出がない場合は職権により組合が「解散命令」の対象になります。また、各手続において法令違反、定款違反等があると取消・無効・罰則等の対象になることがありますのでご注意ください。

# 中小企業組合の諸手続一覧

提出先	項目	添付書類	提出期限
所管行政庁	決算関係書類	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤剰余金の処分案又は損失の処理案 ⑥通常総会又は総代会議事録	総会又は総代会終了の日から2週間以内
	役員変更	①新旧役員名簿 ②変更年月日及び変更理由書 ③総会又は総代会議事録*1 ④理事会議事録	変更のあった日から2週間以内 ★役員全員が引き続き選出され、役職、氏名、住所の変更がなければ届出は省略可
	定款変更	①定款変更認可申請書 ②変更理由書 ③変更箇所新旧対照表 ④総会又は総代会議事録 ⑤事業計画書*2 ⑥収支予算書*2	変更を決議した総会又は総代会の後、2週間以内 ★提出部数:協同組合等は正本2通、商工組合等は正本2通・写1通
法務局	代表理事の変更登記	①総会又は総代会議事録 ②理事会議事録 ③定款 ④代表理事の就任承諾書 ⑤理事の就任承諾書(代表理事分) ⑥委任状*3 ⑦辞任届*4 ⑧死亡届*5 ⑨印鑑登録証明書*6 ⑩印鑑(改印)届出書*7	新代表理事が就任してから2週間以内 ★代表理事重任(再任)の場合も登記の手続は必要
	出資の変更登記	①監事の証明書 ②委任状*3	変更があった事業年度の終了後、4週間以内
	名称、地区、公告方法、事業の変更登記	①総会又は総代会議事録 ②定款変更の認可書 ③定款*8 ④委任状*3	所管行政庁の定款変更認可書到達の日から2週間以内
	主たる事務所移転の 変更登記 (管轄登記所区域内 に移転)	①総会又は総代会議事録*9 ②定款変更の認可書*10 ③理事会議事録 ④定款*11 ⑤委任状*3	移転後、2週間以内

- ※ 1 通常総会又は総代会において、新たに役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類に総会又は総代会議事録が添付されているので添付不要
- ※ 2 事業計画、収支予算に係る変更の場合は必要
- ※ 3 代理人が申請する場合は必要
- ※ 4 辞任の場合は必要
- ※ 5 死亡の場合は必要
- ※ 6 前代表理事が理事もしくは監事として、代表理事を選定した理事会に出席し、理事会議事録に法務局に提出した印鑑と同一のものが押されている場合には添付不要
- ※ 7 再任の場合は不要
- ※ 8 総代会で決議した場合は必要
- ※ 9 総会又は総代会の議決を要する場合は必要
- ※ 10 定款変更があった場合は必要
- ※ 11 総代会で決議した場合、みなし理事会で決議した場合は必要

## QRコード付き(二次元バーコード付き) 書面申請が便利です!

組合の登記は、登記すべき事実の発生後、法律によって一定の期間内に申請すべきこととされています。登記期間の経過後に申請をした場合でも、その登記は受理され、効力に影響はありませんが、登記義務者である組合の代表者は、登記を怠ったことによる過料の制裁(20万円以下)を受けることがあります。また、登記手続は来庁だけでなく、郵送やオンラインでも受け付けています。なかでも「QRコード付き(二次元バーコード付き)書面申請」は、「申請用総合ソフト」という専用のソフト(無料)を利用して作成した申請書の情報を、インターネット経由で事前に登記所に送信した後、その内容を印刷して、登記所に提出する書面申請の方法です。電子証明書をお持ちでなくても、オンライン申請と同様のメリットが受けられますので、ぜひご利用ください。

### 《QRコード(二次元バーコード)付き書面申請のメリット》

- 登記申請書を簡単・正確に作成することができます。
- 申請の処理状況をパソコンで確認することができます。
- 電子署名・電子証明書は必要ありません。
- 作成したデータを管理・再利用することができます。



法務局 QRコード申請 検索

# 令和6年度 組合決算講習会を開催しました

兵庫県中央会は、1月20日に「組合決算講習会」を開催しました。

この講座では、税理士法人コモンズ代表社員 税理士 坂本 健一氏を講師に迎え、一般企業にはない、組合特有の会計処理ならびに、令和5年10月からスタートしたインボイス制度および令和6年1月に施行された改正電子帳簿保存法に対応した決算手続の方法について教えていただきました。

決算整理仕訳や財務諸表、剰余金処分案の作成等決算関係資料の作成に関する内容のほか、インボイスの保存方法や交付・記載方法を含む経理処理方法、各種特例、修正時の対応といったイレギュラー対応の方法など、実践的内容が豊富な講義でした。

また、令和7年度の税制改正について触れる場面もあり、所得税の特定扶養控除の年収要件の緩和について紹介されました。

講義の合間の休憩時間には、講義内容や日々の組合会計処理に関する疑問や不明点について参加者が質問をしており、より深く理解できる機会となりました。 <担当：連携推進課 永久>



決算講習会 講義中の様子

# 令和6年度 小規模事業者大規模展示会共同出展事業 第59回スーパーマーケット・トレードショー2025に共同出展しました。

2月12日～14日の3日間、全国スーパーマーケット協会主催の「第59回スーパーマーケット・トレードショー2025」が幕張メッセにて開催されました。当会が事務局を務めた兵庫県ブースからは、下記の43社が出展しました。

## 《ブース出展企業一覧(計43社)》

- (有)六甲味噌製造所
- (株)皇蘭
- 雷鳳
- 赤穂あらなみ塩(株)
- (株)小田垣商店
- (有)みたけの里舎
- (株)寺尾製粉所
- (株)浜田屋本店
- (株)長谷川商店
- (株)北坂たまご
- (株)元気工房さよう
- 兵庫県手延素麺協同組合
- (株)善太
- (株)鳴門千鳥本舗
- (株)ゼブラグリーンス
- 前原製粉(株)
- 宮東農園
- (株)八幡宮農
- 河西青果(株)
- (株)アーネスト
- (株)今井ファーム
- (株)MOTOとBon-Mark
- 神戸咲く咲くHarmony(株)
- (株)NOUEN
- マルカン酢(株)
- やぶパートナーズ(株)
- マルヤ水産(株)
- 常盤堂製菓(株)
- (株)鍵庄
- (株)夢工房
- (有)ムッシュ
- (株)池上農場
- (株)はじまり工房けんさんと兵庫県立相生産業高等学校
- (株)宝屋
- (株)嶋本食品
- キクヤ(株)
- (株)多田フィロソフィ
- (株)印南食品
- 明和(株)
- 竹原物産(株)
- オリバーソース(株)
- (有)西山佃煮
- 西山水産

3日間で計77,305名の来場がありました(昨年比101.9%)。出展者からは既存取引先への新商品の提案や挨拶、新規顧客を獲得できたといった声がありました。また、兵庫県ブース内でも普段聞わりが少ない事業者同士の交流もあり、展示会期間中は絶え間なく活気ある商談が行われていました。 <担当：連携推進課 林>



# 組合運営に関するアンケート調査の結果報告

兵庫県中央会では県下中小企業組合を対象に「組合運営に関するアンケート調査」を実施しました。

今回の調査で浮き彫りとなった課題につきましては、本会にて支援を行っている内容もございますので、ご一読いただき該当するお困りごとがございました際にはお気軽にお問い合わせください。

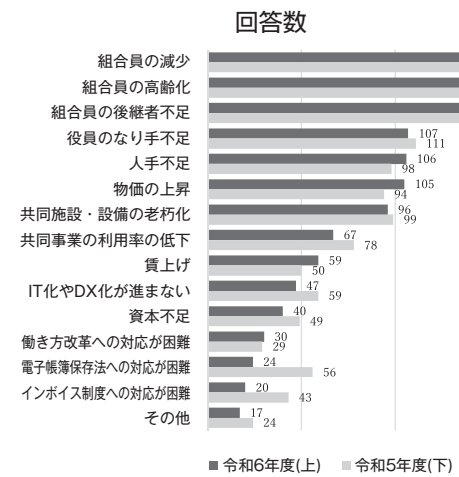
この度の調査にご協力いただきました皆様におかれましては心より御礼申し上げます。

## 調査概要

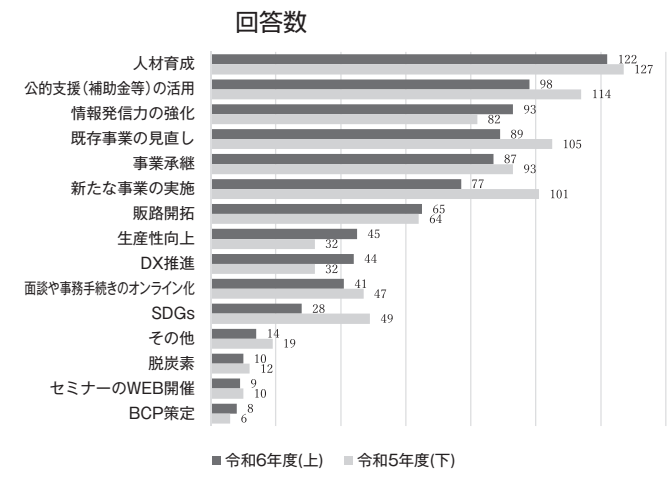
- 【調査対象】兵庫県の中小企業組合 1,100 社
- 【調査方法】組合台帳調査票を郵送にて配付、郵送、FAX、メールにて回答
- 【調査期間】令和6年12月1日～令和6年12月23日
- 【回収状況】回収数：596票 回収率：54.2%
- 【調査項目】「組合運営上の課題」「今後組合で取り組みたいこと」

## 調査結果

### ■ 組合運営上の課題(複数回答形式)



### ■ 今後組合で取り組みたいこと(複数回答形式)



### <その他の回答>

- 組合員の新規加入 ●組合の広域化
- 組合事業の減収 ●新紙幣への対応
- 今後の組合のあり方 ●組合事業の活性化
- 外国人技能実習制度及び新制度
- 行政との関係性 ●再開発に対する対応
- 組合員との協力体制 ●組合員の参加意識の希薄化
- 外国人労働者への行政の対応

### <その他の回答>

- 中央会の支援 ●組合員を増やす ●解散の検討
- 地域清掃 ●不法放置車両の撤去要請
- 駅前再整備を見据えた街づくり ●組合の持続方法
- 空きスペースの活用 ●集客力の強化

組合運営上の課題で最も多かったのが「組合員の減少」であり、次いで「組合員の高齢化」「組合員の後継者不足」と昨年同様に人に関する問題が上位を占めた。また、本年度においては「物価の上昇」「賃上げ」の課題が昨年度よりも問題化している。一方で「IT化やDX化が進まない」「電子帳簿保存法への対応が困難」「インボイス制度への対応が困難」においては、大幅な減少が見られ、コロナ禍を経て各組合での改善への取り組み効果が出たものと思われる。

今後組合で取り組みたいことで最も多かったのが「人材育成」、次いで「公的支援(補助金等)の活用」と昨年同様であるが、本年度においては「情報発信力の強化」が3番目となった。これについては、情報発信による販路開拓など事業に通じる部分もあるが、先の組合員減少、新規加入が増えない課題に対し組合自体の周知にも言及していると思われる。

<担当：情報企画課 阿部・正岡>

# 新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から



●神戸市役所南側西入る  
**神戸支店**  
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111  
☎ 078(391)7541

●市民会館東隣  
**姫路支店**  
〒670-0015 姫路市総社本町111  
☎ 079(223)8431

●JR尼崎駅北口すぐ  
**尼崎支店**  
〒661-0976 尼崎市潮江1-2-6  
JRE尼崎フロントビル10階  
☎ 06(6495)1666



## 【兵庫県中小企業組合士協会・兵庫県中小企業組合事務局協議会】 合同視察研修会を開催しました

兵庫県中小企業組合士協会と兵庫県中小企業組合事務局協議会は、1月23日に合同視察研修会を開催しました。今回は日本銀行神戸支店、カワサキワールド、そして昨年4月にリニューアルオープンしたポートタワーを訪問しました。

昨年7月に20年ぶりに新紙幣の発行が始まったこともあり、普段私たちが何気なく使っている紙幣がどのようにして出回っているのかを学ぶため、日本銀行神戸支店を訪問しました。日本銀行神戸支店では、旧紙幣と新紙幣の違いや新紙幣に適用されている偽造防止の「3Dホログラム」、視覚障害者に配慮した識別マークなど、参加者は実際に自分の持っている紙幣を手にとって、職員から説明を受けて学びました。また館内を見学させていただき、普段どのような業務が行われているのか、震災時に私たちがお金を使えるためにどのような対応をしていたのかを学ぶことができました。館内には震災当時の写真を展示している部屋もありました。1月17日に阪神・淡路大震災から30年を迎えたこともあり、和やかなムードがありつつも時には真剣な表情で参加者は館内を見学していました。

カワサキワールドでは川崎重工グループの歴史を学び、自動二輪車や船の模型の展示品を見学しました。また、ポートタワーでは展望デッキに昇り、地上100メートルの高さから復興した神戸の街を見渡すことができました。

組合士協会・事務局協議会においては、今後もこうした組合を超えた関係づくりの機会を提供してまいります。  
＜担当:連携推進課 永久・林・久木＞



## 外国人技能実習制度適正化講習会を開催

1月28日に神戸市のセンタープラザ、29日には姫路商工会議所において講師に合同会社ICHI 代表社員 西野宮 貴昭氏をお招きし「外国人技能実習制度適正化講習会」を開催しました。

昨年6月に改正入管法が成立し、令和9年度までに、これまでの技能実習制度に代わる育成就労制度が創設されます。

制度見直しの背景として、2040年までに1200万人の生産年齢人口が減少することが見込まれており、技能実習生・特定技能外国人が、貴重な労働力になり経済社会の重要な担い手となっていくことは確実視されています。

こうした背景を踏まえ、育成就労制度の創設が行われます。技能実習制度との主な違いとして、技能実習制度の目的は、技術移転・国際貢献でしたが、育成就労制度では、人材育成・人材確保を目的とし、職種・分野、転籍・転職、日本語能力などが変更となります。

具体的には、職種・分野については、技能実習制度では、91職種・167作業でしたが、育成就労制度では16分野と特定産業と同様の分野に変更。転籍・転職については、技能実習制度では、やむを得ない場合のみ転籍を認めていましたが、育成就労制度では、一定の条件の下、本人が希望する場合でも転籍・転職が認められます。

制度改正に向けて詳細な点は、定款変更などが見込まれますが、大事な点としては、技能実習生・特定技能外国人をはじめとする外国人材に選ばれる国・社会になっていくことです。また質疑応答の後、兵庫県警察 国際捜査課および独立行政法人都市再生機構より、参加者に対して外国人への各種情報の周知を行い閉会しました。



中央会事業

## しっかいや中央会による 中小企業のための経営相談

相談  
無料

あらゆる経営のご相談をワンストップで支援いたします。

人手不足対策等で、働き方の見直し・労働生産性の向上の必要性を感じながら具体的な取組みに悩んでいる会員の方に、兵庫県中小企業団体中央会の制度で、企業診断を無料で受けられます。経営のお悩みを何でもご相談ください。

このようなお悩みの方にお勧めです！

- 販路を拡げたい
- 事業承継をしたい
- 経営革新について知りたい

様々な分野の専門家が対応いたします！



中小企業診断士

社会保険労務士

税理士

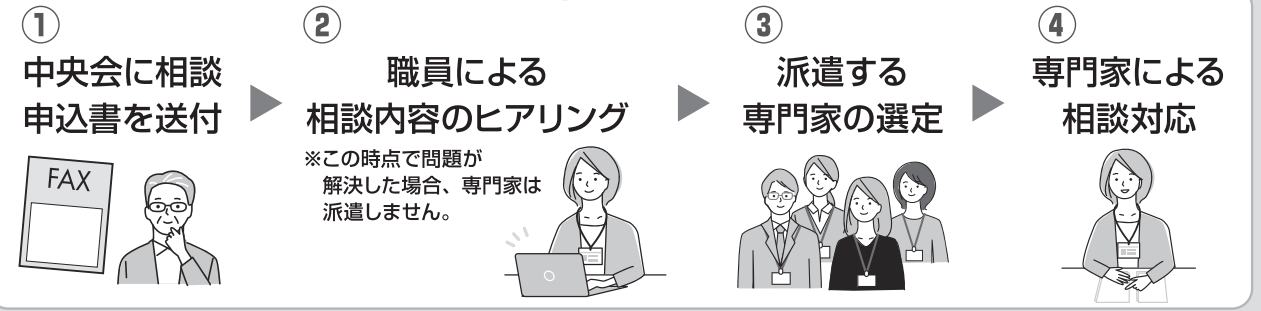
販売士

技術士

ITコーディネーター

等

支援の流れ



相談は予約制です。TEL または QR コードにてお申込みください。

「しっかいや中央会」事務局  
兵庫県中小企業団体中央会 経営相談室

TEL:(078)958-6015  
Mail:s02@chuokai.com





# 情報レポート

令和7年2月13日集計

## 概況 県内中小企業は、非製造業を中心に改善するも、厳しい状況が続く。

内閣府が1月23日に公表した月例経済報告で、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

一方、県内中小企業は売上に改善がみられたものの、「人手不足」、「IT導入やデジタル技術の活用」、「資金繰り」について悩む声が聞かれ、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

業種別景況天気図（前年同月比）  
令和7年1月（2月集計）分

項目	景況	売上	収益	資金
製造業	-26%	-12%	-35%	-24%
非製造業	-6%	0%	-12%	-12%
総合	-16%	-6%	-24%	-18%

景況	天気	基準(0)値
快晴		30以上
晴れ		10以上~30未満
曇り		-10以上~10未満
雨		-30以上~-10未満
大雨		-30未満

## 業界の声

### 製造業

**食料品**.....  
値上げに踏み切れず現状維持のお店が多い。相変わらず人手不足は続き、外国人の採用が多くみられる。野菜の高騰で具材に苦慮しているお店も多くみられる。

**繊維工業**.....  
重油価格等が増々高騰してきている上仕事量は伸び悩んで先の状況は良い見通しが見えて来ない。

**紙・紙加工品**.....  
物価上昇や長引く円安の影響による原材料の値上げや燃料費高騰等は、企業経営に大きな影響を与えている。重ねて最低賃金の上昇や、人手不足の問題も深刻な状態である。厳しい状況ではあるが、各組合員と協力しながら安定した企業を存続していただける一年になるよう組合活動を行っていききたい。

**窯業・土木製品**.....  
月の売上については、前年同月で微増しているが、年始の初売りに関しては、以前は2日間（1月2・3日）での売上額を3日間（1月2・3・4日）で何とか計上している状況で、勢いが落ちている様に感じる。

**一般機器**.....  
売上は僅かに増加している。実際に急に仕事量が増えても対応できるか不安もある中、製造業の高齢化も更に進んでいる。

**電気機器**.....  
1月の国内自動車販売台数は、前年同月比12.4%増と3ヵ月ぶりに前年超えとなった。前年1月は認証不正の判明により一部のカーメーカーが出荷停止していた反動である。組合員各社は、前月と同等レベルの売り上げの見込みであるが、米国のメキシコ、カナダへの関税引き上げによる影響が危惧される。

### 非製造業

**卸売業**.....  
現在のところ販売価格、仕入価格はあまり上昇していないが、値上げするメーカーも多少みられるので、今後販売価格、仕入れ価格が上昇する可能性がある。業界の高齢化、後継者不足により、今後も益々廃業等が増加していくと考えられる。

**小売業**.....  
医療用医薬品については、引き続き咳止めや抗生物質など感染性疾患の薬が不足している。流行期には必要な医薬品の安定供給が難しくなると思われる。

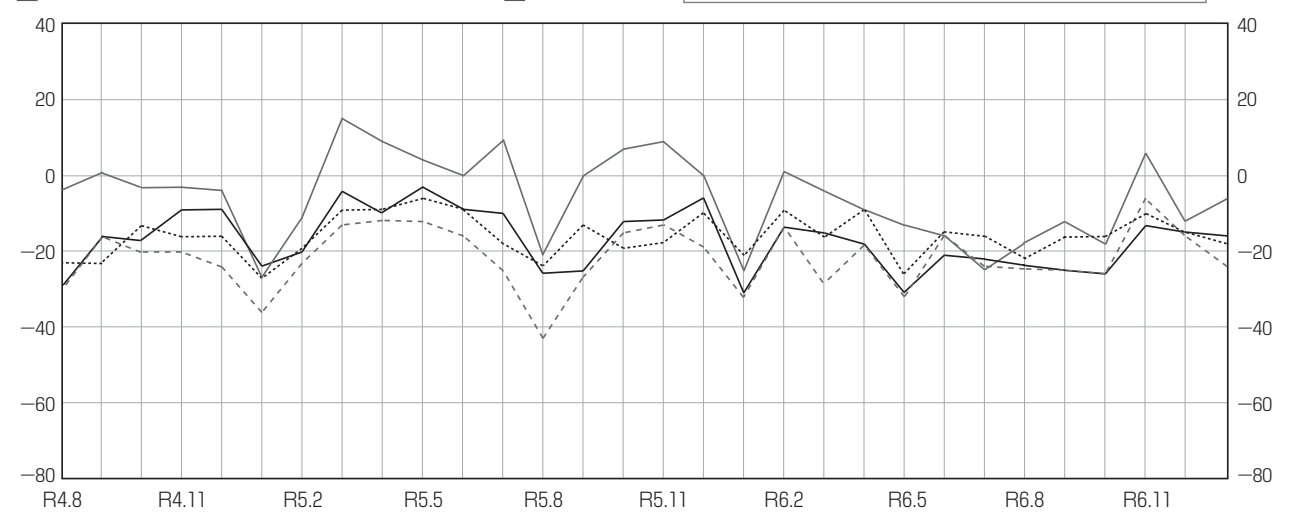
**商店街**.....  
成人の日に日本の伝統芸能「獅子舞」イベントを行い、獅子舞のパフォーマンスや写真撮影、館内練り歩きを行い、館全体を盛り上げた。このイベントにはファミリー層を中心に大勢の観客を集客することができた。

**サービス業**.....  
成人式も過ぎ、一番ゆっくりする時期になり何年かぶりに値上げを行う組合員もいた。

**建設業**.....  
1月に何度か寒波の襲来があったが、幸いにも水道管破裂等の被害はあまり発生しなかった。しかしながら、2月初旬に数年に一度レベルの寒波が来るようなことが言われており、心配しているところである。

**その他**.....  
コロナ、インフルエンザとも感染者数は減少傾向にあるが、いつまた増加してもおかしくない状況であり、感染症に対して注意が必要な状態が続くと思われる。

景気動向（前年同月比）の推移 DI図



## 令和6年度中小企業団体情報連絡員設置事業 情報連絡員会議を開催しました

当会では1月21日に情報連絡員会議を開催しました。第1部では、講師にオフィスCFC代表 桶屋康宏氏をお迎えし、「AIを活用した事務局の業務改善について」をテーマに講演いただきました。はじめに、AI・生成AIの違いを説明いただいた上で、団体の理事長のあいさつ文を作成する実践講座や活用事例・注意点について解説いただきました。第2部では、情報連絡員同士で意見交換会を行いました。特に人手不足を懸念する声が多く聞かれました。人手不足の解消の一つとして、来賓の兵庫県産業労働部地域経済課 棟居副課長より「兵庫型奨学金返済支援制度」について説明いただきました。

### <情報連絡員とは>

当会では各業種の組合役職員68名を中小企業団体情報連絡員として委嘱して、兵庫県内の中小企業の景況等を毎月調査しています。調査結果は、兵庫県及び全国中央会に報告するとともに、当会機関誌「月刊中央会O!」において、「情報レポート」として掲載しています。  
<担当:情報企画課 岡田>



## 協調支援型特別保証制度のご案内

## 補助あり!!

プロパー融資\*と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、事業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しするため、3月14日に「協調支援型特別保証制度」が創設され、同日から保証申込の受付を開始します。ぜひ、ご利用ください。

\*プロパー融資：民間金融機関による保証協会の保証を付さない融資

- ◎対象となる方：次のいずれかに該当する方
  - ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方
  - ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行う方
- ◎特長：国から保証料の補助が受けられます
  - >対象となる方①に該当する場合
    - ・令和7年3月14日～令和8年3月31日 通常の保証料率より1/2相当額補助
    - ・令和8年4月1日～令和9年3月31日 通常の保証料率より1/3相当額補助
    - ・令和9年4月1日～令和10年3月31日 通常の保証料率より1/4相当額補助
  - >対象となる方②に該当する場合
    - ・令和7年3月14日～令和10年3月31日 通常の保証料率より1/4相当額補助

詳細は、当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問合せください。

HPはこちらから **兵庫県信用保証協会** 〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1 TEL.078-393-3900(代表)

情報レポート

情報レポート 中央会からのお知らせ



## 中小企業のための 法務レポート

# 自称取締役になっていませんか？

弁護士法人神戸シティ法律事務所 パートナー弁護士 高橋 弘毅

### はじめに

政府が、コロナ禍において特例として認めていた「パチャルオンリー型」株主総会(株主総会の会場を設けないオンラインのみの株主総会)について、開催要件を緩和する会社法改正を法制審議会に諮問しました。

良い機会なので、株主総会開催の必要性についてお話ししたいと思います。

### 罪に問われるおそれ

ご案内のとおり、会社法は、事業年度終了後3ヶ月以内に定時株主総会を開催することを義務付けており(会社法296条1項・124条2項)、取締役は株主総会において選任しなければならないと定めています(同329条1項)。

ところが、私はこれまで、少なくない数、取締役の選任がなされた旨を記載した株主総会議事録は作成されているものの、それに対応する株主総会を開催していないという中小企業に出会ってきました。

当該企業の代表取締役の方に株主総会を開催していない理由を尋ねると、「(疎遠になっている親族や第三者の)株主に決算書を見せたくないから」(決算報告書も定時株主総会で承認を得なければなりません。同438条2項)など、その理由は様々でしたが、株主総会議事録が作成されている理由を尋ねると、「役員登記のため」との理由がほとんどでした。

しかし、定時株主総会の不開催は、100万円以下の過料の制裁の対象となる上(同976条18号)、開催されていない株主総会の議事録を作成して法務局に提出して登記をすることは、公正証書原本不実記載罪(刑法157条1項・5年以下の懲役又は50万円以下の罰金)に問われる可能性がある行為です。

### 罪に問われなくとも

また、登記はその表示を信じた第三者を保護する機能を持つため(会社法908条2項)、当該企業を代表して契約(取引)行為を行った「取締役」(通常は代表取締役)が株主総会において取締役に選任されていない場合でも、当該第三者が無効と主張しない限り、当該契約行為が無効となることはありませんが、何かをきっかけにそのことを知った第三者との間では、その後に行われた契約行為は無効となります。

さらに、株主総会において取締役として選任されていない「取締役」は、「自称取締役」にすぎず(改選の場合で員数不足に陥るときを除く。同346条1項・351条1項)、法的には当該企業の取締役でも従業員でもないため、当該契約行為によって結果的に当該企業に損失が生じた場合は、無権限者が当該企業に損害を与えたものとして、個人として損害賠償責任を負うことになり、また、役員報酬を受け取る根拠がないため、受け取った役員報酬の返還を求められることになるなど、様々な問題が生じます(これらについては、株主総会を適法に開

催して、追認する決議を得ることにより、通常、大きな問題となることは回避することができます)。

### 株主総会を適法に開催しましょう

「決算書を見せたくない」と言っても、株主はいつでも決算報告書の閲覧や写しの交付を求められます(同442条3項)、議決権の3%以上の株式を保有している場合は、総勘定元帳等の会計帳簿とその基になる資料の閲覧や謄写を求められます(同433条1項)。

心情的にその「言い訳」を理解できなくはないケースもありますが、上記のリスクを負う理由にはなりません。

取締役の選任だけでなく、役員の選任・解任(同339条1項)、取締役の報酬の決定(同361条1項)、定款に定めがない場合の監査役報酬の決定(同387条1項)、取締役会を設置しておらず、定款に定めがない場合の代表取締役の選定(同349条3項)、及び取締役会を設置していない場合の譲渡制限株式の譲渡承認(同139条1項)は、すべて株主総会において決定しなければならないものです。

また、株主総会は開催すれば良いということではなく、適法に開催する必要があります。株主の一部に招集通知を送っていないなど、招集手続に瑕疵がある場合は、決議が取消されることがありますし、その瑕疵の程度が著しければ、決議はなかったものとされます。

本稿を読んでドキッとした方がおられましたら、すべてを自分で決めることができる1人株主である場合を除き、見直す機会にいただければ幸いです。

以上

### プロフィール

## Profile



弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 高橋 弘毅  
【経歴】  
平成18年 3月 京都大学法学部卒業  
平成19年 9月 兵庫県弁護士会登録  
平成19年 9月 弁護士法人神戸シティ法律事務所勤務  
平成26年 4月 弁護士法人神戸シティ法律事務所  
パートナー弁護士

【公職・所属団体等】  
兵庫県弁護士会副会長(2024年度)  
経営法曹会議員  
兵庫県経営法曹会会員  
兵庫県中小企業家同友会阪神支部  
全国倒産処理弁護士ネットワーク  
【講演・セミナー実績】  
メンタルヘルス不調者に対する実務対応(企業向け)  
ハラスメント・メンタルヘルスへの具体的対応策(企業向け)  
労働者派遣法改正のポイント・実務対応(企業向け)  
有期労働契約の無期転換に備えて(社会保険労務士会研修)  
同一労働・同一賃金(兵庫県経営者協会)ほか多数  
◇ホームページ: <https://www.kobecity-lawoffice.com/>

## 兵庫県中小企業青年中央会(Hyogo-UBA)が 新年祝賀会を開催しました

兵庫県中小企業青年中央会(会長 柏木亮太)は1月23日に生田神社及び神仙閣にて「令和6年度Hyogo-UBA新年祝賀会」を開催いたしました。一昨年度、昨年度と寒波が到来し、厳しい寒さの中での開催となりましたが、本年度は一転し3月並みの暖かさの中、柏木体制としては初となる新年祝賀会を開催することができました。

生田神社でのご祈祷では参加者一同が商売繁盛を祈願し、後の懇親会では皆さまの健康と幸福、更なるビジネスの拡大を願い、正副会長による盛大な鏡開きによって開会いたしました。今回は約50名にご参加いただき、和やかな雰囲気の中、業種を超えた活発な情報交換や交流が行われました。懇親会中にはアトラクションとしてパター大会を行い、ゴルフ経験者・未経験者に関わらず楽しんでいただくことができ、パター大会中会場には終始笑顔があふれていました。

今年は、昨年1年の柏木体制として実施した事業をふまえ、更なるHyogo-UBAの発展に邁進してまいります。  
＜担当：情報企画課 中橋＞



## 『令和6年度兵庫県中小企業労働事情実態調査報告書』を ホームページに掲載しました

兵庫県中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を確立することを目的に毎年「中小企業労働事情実態調査」を実施しております。本年度は、令和6年7月1日時点で以下の10項目について県下1,300事業所を対象に調査を実施しました。(回収数：393事業所、回収率：30.2%)

調査報告書を当会ホームページに掲載しています。中小企業の労働事情の実態把握と今後の対応に多少なりともお役に立てれば幸いです。

URL：[https://www.chuokai.com/r6hyogoken\\_rodozittaityosa/](https://www.chuokai.com/r6hyogoken_rodozittaityosa/)

### 【調査内容】

①従業員数について ②経営について ③原材料費、人件費(賃金等)アップ等に対する販売価格への転嫁の状況 ④従業員の労働時間について ⑤従業員の有給休暇について ⑥新規学卒者の採用について ⑦中途採用について ⑧人材の確保、育成、定着について ⑨賃金改定について ⑩労働組合の有無について

＜担当：情報企画課 岡田・正岡＞

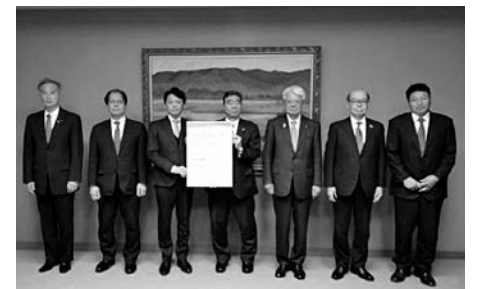
## 令和6年度兵庫県政労使会議に出席しました — 兵庫県知事及び県内の労使団体のトップが出席 —

令和6年度兵庫県政労使会議が2月5日、兵庫県庁2号館にて開催され、政労使の一員として、本会の濱口健一会長が出席しました。

会議には、行政、経済界、労働界の代表者7名が出席し、県内における生産性向上、適切な価格転嫁を通じた賃上げ等の機運醸成、環境整備を推進するため、それぞれの取り組み等について意見交換を行いました。

会合では、政労使が一体となり、「私たちは、成長型経済の実現に向けて兵庫経済の好循環を加速させ、物価上昇を上回る賃上げ、労務費等の適切な価格転嫁、生産性の向上、投資の拡大に『オール兵庫』で取り組みます」との共同メッセージを発表しました。

今後は、本メッセージの方針のもと、各団体・機関が連携して取り組んでまいります。  
＜担当：事務局長 東＞



政労使7団体のトップが全会一致で共同メッセージを発表しました